

29福保子保第3885号  
平成29年12月5日

認可外保育施設設置者 殿

東京都福祉保健局少子社会対策部  
保育支援課長 柳橋祥人  
(公印省略)

### 保育施設における事故の報告について（通知）

平素は、東京都の保育行政に御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

東京都では、認可外保育施設における事故について「認可外保育施設に対する指導監督要綱」（昭和57年6月15日56福児母第990号）第7条第2項の規定により報告していただくこととしています。

今般、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第123号）が施行されたことに伴い、認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されました。

貴職におかれては、引き続き注意の徹底を図るとともに、万一事故が発生した場合には、従前のおり東京都へ遺漏なく報告していただくようお願いします。

### 記

#### 1 報告の対象となる重大事故の範囲

- ・死亡事故
- ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ICUに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

#### 2 報告様式

別紙「認可外保育施設に対する指導監督要綱実施細目別記第5号様式」

#### 3 報告期限

第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

#### 4 報告先

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課民間保育援助担当  
電話 03-5320-4131

(参考)

- ・「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」（平成29年11月10日付厚生労働省令第123号）  
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171114N0020.pdf>
- ・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付府子本第912号他）  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>